平成28年6月29日

規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

第2条 省令第11条の規定により省令第3条(省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書(非住宅部分に係る部分に限る。)及び建築物エネルギー消費性能計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(当該直前の建築物エネルギー消費性能を受けた所管行政庁が市長である場合には、同項に規定する図書(非住宅部分に係る部分のうち、変更に係る部分に限る。))を添えて、市長に申請しなければならない。

(特定建築物についての報告)

第3条 法第17条第1項の規定による報告は、特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備 の状況に関する報告書(様式第2号)により行うものとする。

(特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出)

第4条 法第12条第3項又は第13条第4項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知書に係る特定建築行為の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書(様式第3号)により市長に申し出なければならない。

#### 第5条 削除

(建築物についての報告)

第6条 法第21条第1項の規定による報告は、建築物 (特定増改築に係る特定建築物)の設計 及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書 (様式第4号)により行うものとする。

(建築物の建築の工事完了報告)

第7条 法第19条第1項の規定による届出又は法第20条第2項の規定による通知をした者は、 当該届出又は通知に係る建築物の建築の工事が完了したときは、速やかに、建築物の建築(特 定増改築)の工事が完了した旨の報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(建築物の建築の工事を取りやめる旨の申出)

第8条 法第19条第1項の規定による届出又は法第20条第2項の規定による通知をした者は、 当該届出又は通知に係る建築物の建築の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物 の建築(特定増改築)の工事を取りやめる旨の申出書(様式第6号)により市長に申し出なけ ればならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定の申請書に添付する図書)

- 第9条 省令第23条第1項及び第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、 次に掲げるとおりとする。
  - (1) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)又は複合 建築物である場合にあっては、住宅の規模等を示す建築物別概要書(様式第7号)
  - (2) その他市長が必要と認める図書

(建築基準関係規定への適合に係る審査の申出等)

- 第10条 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による 申出を行う者は、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法(昭和25 年法律第201号)第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基 準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第7項に規定する適合判定 通知書(以下「適合判定通知書」という。)又はその写しを市長に提出しなければならない。
- 2 法第35条第3項(法第36条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。) の規定による通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)通知書(様式第8号)に建 築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により適合判定通知書又はその写しが提出されたときは、当該適合判 定通知書又はその写しを法第35条第3項の規定により通知した建築主事に送付するものとす る。

(認定をしない旨の通知)

第11条 市長は、法第35条第1項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)又は 第41条第2項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書(様式第9号)により、当該 認定の申請をした者に通知するものとする。 (エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況についての報告)

第12条 法第37条の規定による報告は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の 新築等状況報告書(様式第10号)により行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

第13条 市長は、法第39条の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書(様式第11号)により、当該取消しに係る認定建築主(法第36条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)であった者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第14条 省令第29条の規定により省令第26条の軽微な変更に該当することを証する書面の 交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書(様 式第12号)の正本及び副本に、それぞれ省令第27条において読み替えて適用する省令第2 3条第1項に規定する図書のうち変更に係るもの(非住宅部分に係る部分に限る。)を添えて、 市長に申請しなければならない。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事完了報告)

第15条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出等)

- 第16条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能 の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定建 築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の 新築等の工事を取りやめる旨の申出書(様式第14号)により市長に申し出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該認定に係る建築物エネルギー消費性能 向上計画の認定を取り消すものとする。
- 3 第13条の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。 (認定建築主の変更)
- 第17条 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上の ための建築物の新築等に係る工事の完了前に認定建築主の変更があったときは、変更後の当該

建築主は、名義変更届 (様式第15号) に当該認定に係る通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消しの通知)

第18条 市長は、法第42条の規定により基準適合認定建築物に係る認定を取り消したときは、 基準適合認定建築物に係る認定取消通知書(様式第16号)により、当該取消しに係る建築物 の所有者に通知するものとする。

(基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告)

第19条 法第43条の規定による報告は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書(様式第17号)により行うものとする。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを 取り繕って使用することができる。

#### 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第3条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1 軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

適合判定通知書番号

第

適合判定通知書交付年月日

年 月 日

適合判定通知書交付者

2 軽微な変更の概要

手数料欄									
※受 付 欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※決 裁 欄							
年 月 日	年 月 日								
第    号	第    号								
係員印	係員印								

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
  - 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1第2面から第5面までに記載 すべき事項を記載した書類を添えてください。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

## 様式第2号(第3条関係)

特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

報告者の住所又は 主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定により報告します。

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 特定建築物の位置
- 4 報告の内容

*	《受 付	欄	※処理欄	
4	年 月	日		
第		号		
係員印				

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
  - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

#### 特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申出者の住所又は主たる事務所の所在地

申出者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項又は第13条第4項の規定により交付を受けた通知書に係る特定建築行為の工事を取りやめたいので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条の規定により申し出ます。

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 特定建築物の位置
- 4 取りやめの理由

*	<b>・</b> 受 付	欄	※処理欄
至	手 月	日	
第		号	
係員印			

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
  - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

## 様式第4号(第6条関係)

建築物(特定増改築に係る特定建築物)の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

報告者の住所又は 主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

建築物(特定増改築に係る特定建築物)の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第21条第1項の規定により報告します。

- 1 受付番号 第 号
- 2 届出(通知)年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 報告の内容

*	受 付	欄		※処	理	欄
有	三 月	日				
第		号				
係員印						

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
  - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

#### (第1面)

## 建築物の建築(特定増改築)の工事が完了した旨の報告書

年	月	$\exists$
	/1	$\vdash$

(宛先)

大津市長

報告者の住所又は 主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

建築物の建築(特定増改築)の工事が完了したので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第7条の規定により報告します。

1	届出(通知	1)年月日及び受付番号	年	月	日	第	号
2	建築物の個	立置					
3	建築確認。	<b>平月日及び番号</b>	年	月	日	第	号
4	確認検査	斉証交付年月日及び番号	年	月	日	第	号
5	計画どおり	りであることを確認した建築士					
	(	級)建築士 (	)		登録第	第	号
	住所						
	氏名						
	(	級)建築士事務所(	)	知事	登録簿	第	号
	名称						
	所在地						

*	受 付	欄	※処理欄
年	月	日	
第		号	
係員印			

注1 ※欄は、記入しないでください。

6 工事中の軽微な変更の内容

- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

# (第2面) 工事の完了を確認した状況

	項	目		確認事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認結果 (不適の場合は、 建築主に対して行った報告の内容)
外			皮				
空	気 調	和設	備				
機	械 換	気 設	備				
照	明	設	備				
給	湯	設	備				
昇	ß	文	機				
そ	0	D	他				
備			考				

注1 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第2面に記載する必要はありません。

<sup>2</sup> 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

## 様式第6号(第8条関係)

## 建築物の建築(特定増改築)の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申出者の住所又は 主たる事務所の所在地

申出者の氏名又は名称

建築物の建築(特定増改築)の工事を取りやめたいので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第8条の規定により申し出ます。

- 1 受付番号 第 号
- 2 届出(通知)年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 取りやめの理由

	<b>%</b> 5	受 付	欄	
	年	月	日	
	第		号	
係	員印			

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
  - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

## 建築物別概要書

番号	住戸の存する 階 数	住室番号	床面積(m²)	認定対象の別	譲受人の氏名	備考
住戸	認定対	象 部 分	$\mathrm{m}^2$	戸		
の部	非 認 定	部 分	$\mathrm{m}^2$	戸		
分	計		$\mathrm{m}^2$	戸		
部の	住宅又は長屋 分 以 外 (	の部分	$\mathrm{m}^2$			
	の用途以外す る		$\mathrm{m}^2$			
合		計	$\mathrm{m}^2$			

- 注1 「番号」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第33第5面又は 別記様式第37第3面【1. 住戸の番号】と合わせてください。なお、認定対象外住戸部分は空欄として ください。
  - 2 「譲受人の氏名」は、認定対象住戸で、かつ、譲受人が決定している場合に記入してください。未定の場合は「未定」と記入し、認定対象外住戸部分は斜線により抹消してください。
  - 3 様式が不足する場合は、別葉を添付してください。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

## 建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)通知書

第 号年 月 日

(宛先)

建築主事

大津市長即

下記の申請者から、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項(同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項)の規定による申出があったので、同条第3項(同法第36条第2項において準用する同法第35条第3項)の規定により計画(変更)を通知します。

記

## 【計画の概要】

申 請 者

申請者住所

認定に係る建築物の位置

認定に係る建築物の用途

設 計 者

設計者住所

設計者連絡先

手数料机	iii						
Ą	受付欄		消防関係同意欄	決裁欄	確認	8番号村	闌
年	月	目			年	月	日
第		号			第		号
係員印					係員印		

#### 認定をしない旨の通知書

第 号年 月 日

様

大津市長

印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第35条第1項

第36条第2項において準用する同法第35条第1項 の認定をしないこととしたので、通知します。 第41条第2項

記

1 申請年月日

年 月 日

- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

## 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったこと を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

## 様式第10号(第12条関係)

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書

年 月 日

号

(宛先)

大津市長

認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定により報告します。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日

- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

<b>※</b> 受	付	欄	※処 理	欄
年	月	日		
第		号		
係員印				

## 注1 ※欄は、記入しないでください。

- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

#### 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

第 号年 月 日

様

大津市長

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定に基づき、下記の理由により当該計画の認定を取り消します。

記

 認定番号 第
 号

 認定年月日 年 月 日

 (※)確認番号 第
 号

 確認年月日 年 月 日
 基築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 理由

#### 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 注 (※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準 法第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入するものとする。

#### 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同規則第26条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の概要

手数料欄		
※受付欄	※軽微変更該当証明書番号欄	※決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第    号	第    号	
係員印	係員印	

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
  - 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第13号(第15条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費 性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条の規定により報告します。

1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号	7	第			号	
2	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月	日		年	月	日	
3	認定に係る建築物の位置						
4	建築確認年月日及び番号	年	月	日	第		号
5	確認検査済証交付年月日及び番号	年	月	日	第		号

6 計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われたことを確認した 建築士

(級)建築士()登録第 号

住所

氏名

(級)建築士事務所()知事登録第 号

名称

所在地

7 工事中の軽微な変更の内容

※受		付	欄	※処	理	欄
	年	月	П			
第			号			
係員印						

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
  - 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

# (第2面) 工事の完了を確認した状況

	項	目		確認事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認結果 (不適の場合は、 建築主に対して行 った報告の内容)
外			皮				
空	気 調	和設	備				
機材	诫 換	気 設	備				
照	明	設	備				
給	湯	設	備				
昇	K	Z F	機				
そ	Ø,	)	他				
(			)				
備			考				

- 注1 再生可能エネルギー利用設備等は、その他欄に記載してください。
  - 2 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第2面に記載する必要はありません。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

#### 様式第14号(第16条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能 の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書

> 年 月 日

> > 旦

묶

(宛先)

大津市長

認定建築主の住所又は 主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

日

第

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物 の新築等の工事を取りやめたいので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行 細則第16条第1項の規定により申し出ます。

1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番	号		第			号
2	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年	月日			年	月	日
3	認定に係る建築物の位置						
4	建築確認年月日及び番号	年	月	目	第		号

6 取りやめの理由

※受		付	欄	※処	理	欄
	年	月	日			
第			号			
係員印						

年 月

注1 ※欄は、記入しないでください。

5 確認検査済証交付年月日及び番号

- 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 4及び5については、法第35条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により市長が 確認済証の交付を受けた場合に記入してください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

## 名 義 変 更 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定建築主に変更があったので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則 第17条の規定により届け出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名

	フ	リ	ガ	ナ	
変	氏			名	
更	郵	便	番	号	
後	住			所	
	電	話	番	号	
	フ	IJ	ガ	ナ	
変	氏			名	
更	郵	便	番	号	
前	住			所	
	電	話	番	号	

## 5 理由

<b>※</b> 受	付	欄	※処	理	欄
3	年 月	日			
第		号			
係員印					

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
  - 2 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

#### 基準適合認定建築物に係る認定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

大津市長

下記の基準適合認定建築物に係る認定については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律第42条の規定に基づき、下記の理由により当該計画の認定を取り消します。

記

 認定番号 第
 号

 認定年月日
 年 月 日

- 1 認定を受けていた者の氏名又は名称
- 2 認定を受けていた者の住所
- 3 基準適合認定建築物であった建築物の位置
- 4 基準適合認定建築物であった建築物の構造
- 5 理由

#### 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

## 様式第17号(第19条関係)

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

報告者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条の規定により報告します。

1 建築物のエネルギー消費性能に係る認定番号 第 号

2 建築物のエネルギー消費性能に係る認定年月日 年 月 日

- 3 基準適合認定建築物の位置
- 4 報告の内容

※受		付	欄	※処	理	欄
	年	月	П			
第			号			
係員印						

- 注1 ※欄は、記入しないでください。
  - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。